



米ソ首脳会合における軍備管理問題

(とりあえずのコメント)

86. 10. 23

軍 縮 課

10月11、12日の両日、レイキャヴィックにおいて行なわれた米ソ首脳会合において、軍備管理交渉につき相当の進展が見られつつも、ソ連側が米国のSDI阻止を強硬に主張し、全ての合意が日の目を見ないままに、会合が終了した趣のところ、米側からの通報を主体として、取り敢えずのコメントにつき取り纏めたところ以下の通り。会合の概要については別添参照。なお、何が合意されたかについて米政府内で必ずしも明確になっていない嫌いがある点、予めお断りしておく。

1. 全般

- (1) 防御・宇宙、戦略核兵器、中距離核の3分野に亘り、突っ込んだ話合いが持たれ、特に戦略核、中距離核について、削減対象兵器、削減幅等につき原則的合意(シュルツ長官は潜在的合意と表現)に達したことは積極的に評価し得るもの。即ち、戦略核について言えば、最初の5年間の削減幅(50%)及び対象兵器(計算方式をも含む)に合意し、INFについても5年間で欧州ゼロ、ソ連はアジアに100弾頭、米は米本土に同数を保有、との原則合意が成立したことは、レイキャヴィック前には予想出来な

がった事態であることは事実。

右合意は、ソ側がSDIの阻止を主眼とし、SDIの研究を実験室レベルに制限することに固執したため、結局形式的には成立していないが、今後の交渉の出発点となる可能性あり。

(2)にも拘らず、レイキャヴィックの首脳会合の結果について、次の問題点乃至不明の点を指摘せざるを得ず。

(イ) 10年間のタイム・スケジュールの後半5年間において何が成されるかが不明。従って①全廃されるべき戦略核の種類、②INFの取扱、が不明。

(ロ) とりあえず傍らに置かれることになっているFBS、SLCM、そして英、仏、中国の核のその後の取扱が不明。

(ハ) SRINFについては、とりあえず凍結に合意、直ちに削減交渉に入るようになったものの、上記(イ)の10年間の期間内でどのように削減されるか不明。射程150～500kmのものをどうするか未定。

(ニ) 通常兵器との関係についての議論が全く為されていない。

(ホ) 更に、今次ソ連提案はパッケージとして提示されているところ、今後各分野のリンケージを排除する形で合意が探求される状況が生じた場合、ソ側は首脳会合の合意のラインを受入れず、現状より後退した暫定合意案(例えば、INF分野におけるアジアの凍結等)を主張してくる可能性排除し得ず。

(3) 他方、最終的に合意に至らなかったものの、米ソ両国が合意に向かって歩み始めた方向は、戦略論のみならず現実の安全保障論の観点からも重大

な問題点をはらむものであり、西側同盟全体にとり真剣な検討を求めるもの。具体的には次の通り。

- (イ) 戦略核を大幅に削減するなかで、SDIの役割をどう位置付けるか（地域防衛か、地点防衛か等）。
- (ロ) 通常兵器と残存する短距離核、巡航ミサイルをどのように組み合わせる事が安全保障を最大にするのか。
- (ハ) そもそも基本的に攻撃ミサイルをゼロにする考えは、西側の安全保障を高めるのか。特にコストのかかる通常兵器の増強、その後の通常兵器軍縮措置（検証はより一層困難となる）につき殆んど検討されていないが、どう対応すべきか。

2. 防御・宇宙

- (1) ソ連がABM条約を“強化”する事により、実質的にSDI研究の進展を阻止する戦術に出てきたのは、今年1月のNST第4ラウンドにおいてであり、（ソ側は「部分的措置」(partial measures)の考えを提起)、第5ラウンドにおいて具体的提案（ABM条約を15～20年離脱せず、関連用語を再定義することによりABM条約を“強化”する）を行っており、今回のゴルバチョフの主張のラインも基本的にはかかる考え方に基づくもの。

右ソ側の考え方は、SDIの「研究」自体を制限する事により、実質的に「研究」を意味のないものとするのみならず、米側がABM条約の法的解釈としてとっている在来型ではなく他の物理原則に則る場合には「開発」

及び「試験」も可能との立場と相容れないことは明らか。

(2) SDIが、結果的には今次会談の成否の鍵となった。3分野の提案をパッケージとしABM条約の強化につき米側が合意しないが故に他の2分野においても合意不可能とする今次ソ側アプローチは、少なくともINFにつきSDIとリンクすることなく合意可能との、85年10月のゴルバチョフ書記長演説(於パリ)で示され、その後何度も確認されたソ側の立場から大きく後退するものであり、昨年3月の交渉開始当初の立場に逆戻りしたものの。

(3) ABM条約の実質的変更(ソ側は強化と表現)を求めるソ側提案及び、この提案を全ての分野とリンクさせるソ連の戦術は、SDI研究を制限し、SDI研究計画そのものを骨抜きにするという従来のソ側の基本方針に何の変化もなかった事を示すものであり、SDIが将来もたらすであろう“不確実性”に対するソ連の恐れの程度を示唆していると言えよう。

(4) ソ側がABM条約の変更に固執した背景には、SDIへの米側の執着が交渉全体を水泡に帰したとして、米国及び西側世論を通じSDI阻止、それが不可能にしても可能な限り許容活動を狭める事を目論んだものとする事が出来よう。

3. 戦略核兵器

(1) 削減対象兵器につき、ソ連は本年6月の暫定的な30%削減提案においては、ソ連領に到達可能な米のLRINF及びFBSを対象から除外するとして、米側定義に歩み寄りを示していた。今回の50%削減提案におい

てもLRINF及びFBSを削減対象から外し、所謂セントラルシステム（ICBM、SLBM、及び重爆撃機）のみを対象とすることで合意。50%削減につき期間を5年以内とすることで合意した点は、新しいもの。（ワーキング・グループでは、対象となる戦略爆撃機の機種についても暫定合意がなされた由であり、そうであれば1つの進展：詳細は不明なるも米国のFB-111、ソ連のバック・ファイヤーの取扱につき合意されたものと考える。）

(2) 一方、10年間で残余の「弾道ミサイル」のみを撤廃するとの合意（但し、ソ連は「戦略攻撃ミサイル」と観念している可能性あり。その場合少なくともALCMは算入される。）も、新しいもの（ソ連の、2000年までの核廃絶提案では、戦略核兵器は第3段階で全廃、10年に非ず）。

「弾道ミサイル」が廃絶された状況下で如何に戦略的安定を確保するかについては、相当深い検討を必要とする問題であり、米国内のみならず、西側諸国におても議論を呼ぶこととなる（かかる「弾道ミサイル」の全廃提案については、統合参謀本部は本年7月のゴルバチョフに対するレーガン書簡が発出される時には了承していた由なるもNATOには事前協議がなされていない模様）。

少なくとも米側が理解している全廃の対象には戦略爆撃機及び巡航ミサイルが含まれないが、右は、戦略的安定探求のため、とりあえず撤廃されるべきは、短時間に相手方を攻撃し得て、戦略的不安定を惹起し得る「弾道ミサイル」のみとすべきであり、NATO正面における東西の通常戦力

の格差を補うためには一定量の核兵器の保有が必要であり、全廃は不可との認識に基づくものであり、更に、戦略燐撃機を含めなかったのは、戦略燐撃機が核任務のみならず、通常任務も有しているとの側面を重視したためとも考えられる。

- (3) 米が懸念するソ側の ICBM の規制、特に重 ICBM の規制等にかかるサブ・シーリングについては少なくとも合意は得られていない模様であり、双方の主張の相違は残存していると言える。なお、サブ・シーリングの問題は ICBM、SLBM 及び戦略燐撃機のそれぞれを 50% 削減することで決着したとの情報もあるが、かかる削減法では、そもそもの出発点がソ連の方が数的に有利であり戦略核兵器が米ソ平等とならないのみならず、ICBM に関してもソ側優位が続くこととなり、米の懸念は排除されないで、とりあえず詳細をつめることなく、運搬手段 (SNDV) を 1,600、弾頭数を 6,000 にすることで合意したものと思われる。
- (4) SLCM の問題は、当面戦略核兵器の交渉対象から除外された由なるも、別途交渉との方向付けがなされており、我が国としても、その成行きを注視していく要あり。

4. 中距離核兵器

- (1) 潜在的合意に至った欧州ゼロ、ソ連アジア部 100 弾頭、米本土 100 弾頭との案は、グローバル・ベースでソ連の SS-20 の大幅削減 (92% 削減) であり、アジア部についても大幅な削減 (81% 削減) をもたすもの。アジアの安全保障にも相応の配慮がなされたものとして、我が国

としても基本的には評価し得る。その場合、①移動性、飛距離等の特性に鑑み、SS-20の軍事的脅威という点からは、右のグローバルに大幅削減された点が特に重要であるのみならず、②ソ連のこれまでの立場（欧州で削減されたものはアジアに配備→アジアは交渉対象に非ず、故に何をしてもソ連の勝手→アジアの戦略状況に変化がない限り凍結、へと変遷）に照らし、相当の譲歩をさせた点、③米側は、アラスカ配備を考えている点、④米の基本的立場は最終的全廃であり、ソ連も2000年迄の核全廃の立場から、米の立場に反対し得ないこと、等の諸点も合わせ考慮すれば、右評価は妥当なもの。

- (2) 右提案につき、首脳会談進行中にも拘らず、米側が我が方に通報越した点は、緊密な日米協議の一環として評価し得るもの。
- (3) 当初アジア凍結を主張したソ連が、アジア100弾頭と大幅削減を提示してきた背景は更に分析を要するも、SDIで米側に譲歩を迫るための代償、即ち、パッケージ提案にかかる戦術的側面が強いと考えるべし。
- (4) ソ側は、かつてINFにつき暫定合意（但し対象は欧州に限る）はSDIとリンクすることなく合意可能と言及したことがあるが、今次INF提案（欧州ゼロ、アジア100）は最終合意であり、それ故①SDIとリンクすべしとの立場をとる可能性があり、②アジアのSS-20をゼロにするための何らかの代償を払うべしとの立場をとる可能性がある（カーピツァ次官は、その後はアジアの核保有国（米及び中国）と交渉する云々と当方に発言）。我が国としては、究極的なグローバル・ゼロの探求につき引続き働き掛けていくことが肝要。

- (5) 米国内に100弾頭配備する際、アラスカをも含むことにソ側が合意した点は表面上ソ連の譲歩ではあるが、米国がアラスカにGLCM(射程2,500km)を配備したとしても、ソ連東部の極一部(主要軍事施設はペテロパロフスクのみ)を射程内に納め得るに過ぎず、ソ連にとってさほどの脅威とは思われないが、象徴的意味はもち得る。
- (6) 米国としては、米国配備の100弾頭につきパーシング-IIとGLCMの組合せを依然要求するものとする。
- (7) なお、検証問題についてはソ側が、SRINFについては米側がそれぞれ歩み寄りを示したものと見えよう。

(別添)

首脳会合の概要

(1) 防御・宇宙

(イ) ソ側はABM条約の変更、すなわち、宇宙兵器の研究を実験室内に限定することを提案(ソ側は右をABM条約の強化と表現)(*)。米はかかる変更を受け入れず。

(*) ABM条約は「開発」に至る「研究」については許容しており、その「研究」を「実験室内の研究」に限定するのは、条約の変更というのが米の立場。

(ロ) ABM条約の遵守期間については、ソ側が10年間を提案し、米が右に合意。但し、右合意の条件として、米は、10年間に“弾道ミサイル”を段階的に撤廃することを提示。

(ハ) また、ABM遵守期間10年経過後については、米が6ヶ月の通告期間を経れば、SDIの配備は自由との立場をとったのに対し、ソ側は、その後3～5年間、防衛システムの進展により如何なる調整措置がとられるべきかにつき交渉するものとし、右期間中もABM条約は厳格に遵守されるべしとの立場。

(ニ) いずれにせよ、ソ側は、全ての提案はパッケージとして出されたものとの立場をとり、ABM条約強化に関するソ側提案に米が同意しなかったことを理由に、全ての提案を御破算にした。

(ホ) SDIとINFのリンクージュについても、ソ側が全体がパッケージとの

考えをとっている以上、ソ連はリンクさせていると考えるのが自然。

(2) 戦略核兵器

(イ) ICBM、SLBM、及び重爆撃機につき、50%削減することで合意。

具体的には、戦略核運搬手段(SNDV)を双方平等の1,600とする(重爆撃機350は、1,600の内数とする)。また、弾頭数を双方平等の6,000まで削減。(弾頭数には、ICBM、SLBM及びALCM弾頭に加え、重爆撃機1機につき爆弾1発との方式により爆弾をも算入)。

(右は、「相手領域に到達する」との定義により米にのみFBS、LRINFをも戦略核兵器に算入することを求めていた従来のソ側の一方的要求をとり下げたもの。但し、現在ジュネーブで進行中のNSTにおけるソ側の立場は、レイキャヴィユク当初のもの、即ち、FBS、LRINFは取下げたものの、ICBM、SLBM、重爆撃機の3つの範疇のそれぞれを50%削減する案をソ連案としている。)

(ロ) 米側は、ABM条約を10年間遵守することとの関連で、当初の5年間で戦略核兵器を50%削減し、更に次の5年間で、残りの全ての弾道ミサイル(巡航ミサイルを含まず。ソ側は戦略攻撃ミサイル、その場合戦略爆撃機は含まず)を廃棄することを提案し、双方合意(注1)。

(注1) ソ側は、10年間で戦略兵器を撤廃するとの案をソ側より提示したと主張しており、いずれが先に提案したかは曖昧であるし、第2段階につき具体的に如何なる合意に達したかについても不明

確な点多し。

(3) 中距離核兵器

(イ) ソ側は当初、欧州ゼロ、アジア部凍結、更にアジア部LRINFに関する交渉を欧州での合意成立後開始することを提案。

これに対し、米側は、グローバルな解決に固執し、欧州をゼロにするのであれば、アジアもゼロにすべき旨主張。

(ロ) その後、ソ連は、欧州ゼロ、ソ連アジア部100弾頭、米国に100弾頭との案を提示。これに対し、米側は、右提案を第1段階として5年間で達成し、更にアジアについても2段階目(10年後)にゼロにするとの点を加えて提示した。第1段階については双方が合意するも、第2段階については不明(注2)。なお、米国配備分については、アラスカを含むとすることで、ソ側も最終的に同意。(但し、アジア部の残余のINFの削減については、第1段階の合意成立後6ヶ月以内に交渉を開始することとなったとの情報もあり、米国に照会中)。

(注2) 第2段階の議論はSTARTとの関係で議論されているのでINF自体については不明確との米側情報もあり。

(ハ) 米側は、アジア部のINFをノンビルクス基地に配備するよう求めたが、ソ側は右を受け入れず。

(ニ) SRINF(注3)については、ソ連のSRINFを現状で凍結し、直ちにSRINFの削減に向けて交渉を開始するとのラインで合意。

(注3) アジアを含むか否かについては不明。

(ホ) 検証問題については、次の3点につき合意。

- ① INF削減前及び後における総合的な情報交換。
- ② INFの破壊の現地査察 (on site inspection)。
- ③ 残存するINF及び関連施設の効果的な現地査察。

(ハ) 英仏核への言及はなされなかった由(注4)。

(注4) ゴルバチョフは10月12日の記者会見において「英仏ミサイルの問題を取り下げ、自立戦力として残存することを認める」ことに合意した旨発言。

(ト) 米本土に配備し得るLRINFの種類(P-IIかGLCMか)については不明。

(4) 核実験禁止について、ソ側は初め暫定措置の交渉ではなくその即時停止を主張していたが、最終的に交渉開始につき双方合意した。(但し、交渉の目的については立場の相違がなお残されていた模様)

軍備管理・軍縮問題の今後の課題 —— 包括的アプローチの必要性

61年11月21日

軍 縮 課 長

昨年三月ゴルバチョフ政権が登場し、本年十月レイキャヴィクを経験した後の軍備管理・軍縮問題への対応は、これまでのようなピース・ミールなものでは全体を見誤る恐れがあり、より包括的、より詳細な検討を踏まえたものを求められているところ、今後の検討の叩き台としての小官の問題提起次の通り。

1. 現状評価

(1) 全般

米ソ両国はグローバル・パワーでありグローバルな観点から軍備管理・軍縮問題をとらえている。ソ連の思惑はゴルバチョフ登場後の何度かの重要演説において大体明らかにされていると思われるが、米国の影響力を可能な限り弱体化させ欧州、アジアから米国のプレゼンスを駆逐すると長期目標の下、軍備管理・軍縮問題については当面次の様に対応するつもりと見受けられる。

- ①戦略核、長距離(LR)INFについては米ソ間で交渉(日米欧離間のために最大限活用することは当然)
- ②短距離(SR)INF(射程距離千キロメートル未満)以下の核及び通常兵器は地域的フォーラムで交渉
- ③核実験禁止問題を中心とする軍縮問題については対米平和攻勢の最大の武器として活用する。

このソ側のアプローチは、②において西側の安全保障を地域的に分断する効果を持つ点で我が国にとり特に危険である。去る八月ゴルバチョフはウラジオストック演説においてCSCCタイプの太平洋会議を提唱したが、三月のブタペストにおける同書記長の演説と合せ読む時、アジア・太平洋を対象とする地域的軍備管理・軍縮交渉に対するソ側の攻勢は強まるものと予想される(注1.)。この地域、就中、北西太平洋における全般

的な軍備水準が引き続き高まっていく趨勢にある点を考慮すれば、我が国においてもソ連の攻勢に呼応し軍縮を求める動きが強まることは予測しておくべきであり、アジア・太平洋軍縮会議と言った地域軍縮の実現に対する圧力が強まるとの予測の下に我が国の対応（地域軍縮の実現阻止の方途をも含む。）の検討に早急に着手するべきである。（この点、米国は分野毎の対応に追われ包括的なアプローチに欠ける嫌いがある。）

（２）個別問題

（イ）戦略核…これまで米国の核抑止力の中核をなしてきたものであり、ソ側の言う戦略核の全廃にしる米側の言う弾道ミサイルの全廃にしる、従来の核戦略の根幹に係わる問題であり、我が国の安全保障に対するインプリケーションについての検討を迫られている。

（ロ）LRINF…SS-20の問題を中心に相当議論してきたことは事実であるが、米ソ交渉の進展に伴い種々のバリエーションに対する我が方の立場の表明を求められる性質の問題であり、他の問題との関連も念頭において引き続き検討を続けて行く必要がある。取敢えず、アラスカとドロヴィヤナ「両落ち」の可能性が高まっている中で、アジアに残存する100弾頭のSS-20をアジア・太平洋の米国の核と結付けることなく、如何にして撤廃を確保するかについて検討を深める必要がある。

（ハ）SRINF…NATOではSRINFを二種類に分け、射程1,000～500キロメートルのものはLRINF交渉の中で採りあげ（ソ側現状凍結、米側右レベルまでの権利保有）、それ以下のもの（～150キロメートル）は今後の交渉に合意するだけで可、との立場を採っている（注2.）。我が国にとっての問題点は、①特に比較的距離の長いSRINF（SS-22）については、SS-20の例に見られる通り今後ソ連アジア部配備が加速される可能性は高く、その場合、SS-20と同様の基本的問題（米の核抑止力ひいては日米安保体制に対する波及）を提起すること、②にも拘らず、アジアでの脅威は今のところ主として中国に対するものであり、我が国の主張が欧州に比し切迫性に欠ける嫌いがあることもあり、最終的には地域的に分断されて処理される可能性が大きいこと、③より距離の短いSRINF（SS-23等）、更にはSNF、通常兵器との

関連がより強くなり我が国の通常兵力整備との関係を検討する必要があること、等をあげうる。いずれにせよ、N A T O の場で本件に関する討議が急進展する可能性は高いので、我が国の立場を早急に固め要すれば関係国にインプットしておく必要がある。

(二) 通常兵器…我が国として現在通常兵器の問題を取上げる時期ではないし、通常兵器軍縮に巻込まれる事は厳に避けるべきであるが、レイキャヴィク後欧州においてこの問題が以前にも増して関心をもたれており、ゴルバチョフの姿勢に照らし若干の進展の可能性が出てきた状況下で我が国としても①我が国に対する否定的影響を最少限に止どめる、②将来何等かの具体的措置を求められる場合に備えN A T O 諸国の経験を吸収すると共に、我が国に対する影響が判明する場合には米欧の関係国と調整する必要が生じよう。

2. 今後の対応

以上の問題点に手際良く対処していくには、我が国の安全保障に対する影響分析、N A T O における検討状況の正確な把握、関係国、特に米国との緊密な協議体制の確立、等が不可欠である。そのため(将来根本的措置が採られるまでの間)、当面、省内において次の対応を採ることが望ましい。

(1) 関係局課の連絡協議体制を強化し、有機的かつ効率的に事務を調整する。(梁井外審のところ全体を調整・指揮。)

(2) N A T O 本部のみならずN A T O 主要国との協議体制を確立する。(なお軍縮問題に関するN A T O との協議の必要性については今井前軍縮大使の意見具申—国軍資料—86—61参照。)

(3) 我が国の安全保障をより確実なものにするためにも、また、ソ側が、アジア・太平洋において一歩進んだ核論議を挑んできている事態に対処するためにも、米国との間で核の問題についてより突っ込んだ議論を始めることも検討に値する。

(4) 防衛庁サイドとのすり合わせ体制を確立すべし。防衛庁の関与は、最早、時間の問題と考える。

(注1.) 去る11月の日ソ事務レベル協議の場でソ側はゴルバチョフのウラジオストック演説のフォローアップとして海軍軍縮に関する提案を行う旨予告。

(注2.) LRINFの中で射程距離1,000~1,800キロメートル(パーシングIIの飛距離)のものについては製造を禁止することについては米ソ間で合意済み。

欧州出張報告

昭和六十一年十二月二十日

軍縮課長

今次大臣御訪欧に同行させていただいた機会に、NATO事務局及び英、西独、仏各国の政府関係者並びに専門家（別添リスト参照）と、米ソ軍備管理交渉を中心に米ソ関係乃至米欧関係の現状と見通しにつき意見交換を行ったところ、小官所見とともに次の通り御報告申し上げます。

記

一、全般的印象

レイキャヴィク後の安全保障問題に関する米欧間のきしみは、十一月のサッチャー首相の訪米、十二月のNATO外相理事会等により当面、深刻な危機は一応回避されたと見ることができよう。即ち米欧間で見解の対立がない戦略核の五十パーセント削減とINFの暫定合意の追及を当面の目標として改めて位置づけることにより同盟内部の團結を維持することにどうにか成功したと言ふことである。しかしながら米欧間、就中、レーガン政権と英仏の間には核抑止の態様をめぐって根本的に対立する要素を残しており、今後折に触れ緊張の源泉として働く可能性は排除されていない。当面コンセンサスのあるもののみ動かし、そうでないものについては先送りしたと言ふ側面もあり、核のない世界あるいは弾道ミサイルのない世界を追及せんとするレーガン政権と戦後四十年間核が安全を保障してきたのであり核抑止を離れた安全保障体制は今のところ考えられないとする英仏両国、更には西独との間で、各種核兵器の果たすべき役割について今後引き続き粘り強い調整を必要としている状況にある。他方、欧州サイドにおいて米国内情勢により米国の指導力が低下していくことに対する強い懸念が存在することも事実であり、このことが外相理事会

極秘

無期限

内の
部号

等の今次NATO諸国会合において団結乃至一致点を強く打出し安全保障問題に対する米欧間の意見の不一致を極小化する方向で作用したことは確實であるし、その方向にもっていく強い意思と努力の跡がうかがわれた。

他方、窺視は禁物であるが、レイキャヴィク後の状況はソ連が予想乃至期待していたものとは程遠いと言えよう。キャリントンNATO事務総長の倉成大臣に対する発言にもあったように、ソ連は二重の意味において驚いていると思われる。一つには欧米、特に欧州において核の廃絶を求める声が増えつつあることが核兵器不可欠論に圧倒されてしまったこと、二つには米国においてSDIの重要性が改めて見直されその中止を求める声が増えつつあること、三つはソ連の思惑は外れた。これは主としてソ連の読み違いと言うべく、現に西独において軍備管理とか核の問題は、最早選挙戦の争点の五乃至六番目に位置するに過ぎない。明年一月二十五日の西独総選挙の結果及び米国議会の動向を見極めた上でソ連として戦術転換に出てくると思われるところ、十二月十九日の核実験モラトリアムの停止予告発表はこの意味で一つの前兆と見ることも可能であろう。

二、レイキャヴィクの評価

(一)レイキャヴィクにおいて米側が安全保障の根幹に触れる問題につき軽々に結論を出そうとしたことに対する欧州の批判は根強いが、同時に、キャリントン事務総長の大臣に対する発言の様に、レイキャヴィクにおいて一定の前進があったことは事実であり物事はレイキャヴィクの前と後とは同じではありえないとの見方が一般的である。

(二)レイキャヴィクは欧州において新たな戦略議論に火を付けた観がある。それは戦略核、中距離核、通常兵器の各分野に及ぶが、核抑止論乃至米欧テカプリング論に迫るという意味では前二者が特に注目を集めている。

戦略核について言えば、レイキャヴィクにおいてソ側が主張した戦略核の十年全廃は中距離核、通常戦力の東側優位を是正しない限り西側にとり受入れ不可能であることは当然としても、米側が主張した“弾道ミサイル”の十年全廃についてもNATO主要国は核抑止体制の弱体化を招く恐れがあるとして批判的である。西独は、同国が特に懸念を深めているSRINF（短距離・中距離戦力；専門家はSurinfと発音）問題が米側提案により少なくなると

も理論上は解決されることもあり、明確な結論を下すには時期尚早との立場であるが、英仏両国ははっきりと米国家に反対である。その理由として英国は①速度、制御等、非弾道ミサイルの兵器としての確實性の問題②既存の弾道ミサイルを全廃し新たな兵器システムを開発・配備することの経済性の問題③英国の核抑止が弾道ミサイルに依存していることからくる問題④そもそもソ連がのむ可能性がないという問題がある点を指摘している。従って西側としては、弾道ミサイルを中核とする戦略核に依拠した既存の核抑止論を基礎として、取敢えず戦略核の五年間五十パーセント削減を現実的目標として追及すべきであり、その間、弾道ミサイル全廃の戦略乃至安全保障に対し有する全てのインプリケーションを慎重に検討すべきである、と言うのが欧州主要国の態度であった。NATOにおいては、先ず米国がかかる検討を行い、その結果に基づきNATOとしての検討を加える段取りになっているとの山。但し戦略論議としては既に峠を越えた感じであり、現実の可能性として弾道ミサイルが予見しうる将来全廃されることはないとの見通しに立っているため、か特に真剣な議論はなされていなかった。

INFについては、LRINFの欧州ゼロ・オプシヨンの持つ戦略・安全保障上の否定的側面について引き続き極めて真剣かつ深刻な議論がなされていた。安全保障問題の専門家は①LRINFがゼロになることにより柔軟反応戦略の梯子の一つがなくなること（SS-20欧州配備前より米INFの欧州配備が検討されていた経緯あり）②米国の核とのリンクが弱まりテカップリングの問題が生じること（米国が弾道ミサイル全廃を真剣に考慮した事実自体、米国の戦略核セントラルシステムの信頼性を損うと見られている）③SRINFはソ連に届かず欧州から対ソ報復を行う手段が奪われること④LRINFゼロが実現すればSRINFゼロを受入れる基盤が出来、結局欧州の非核化につながる点等の問題点を指摘している。にも拘らず、現時点においては政治的に欧州ゼロ・オプシヨンを受入れざるを得ないとの点でほぼコンセンサスが成立している。英労働省クインラン次官（戦略問題の専門家）は、軍事安全保障上問題ありとは言え政治サイドも含めたトータルな検討の結果が欧州ゼロであり、軍事サイドとしてなすべきことはLRINFゼロからくるマイナスをいかにして最少限にするかにある点を強調していた。

(三) アジアINF問題

レイキャヴィクにおけるI N Fに関する所謂「潜在的合意」についてキャリントン事務総長が、日本にとり面白くない (dis t a s t e f u l) “ものであつたらうと表現したことは象徴的である。少なくとも日本が横車を押ししていないことだけは欧州諸国にはつきり了解されたと言えよう。小官より関係者に対し所謂「潜在的合意」は詳細に詰めると①ソ連がI N F合意を二本建てとすることを示唆していることは、依然として欧州とそれ以外の地域を分けて処理することを考えている証左であり、グローバリズムを概念として否定している点は深刻であること②ソ連はアジア百弾頭を「暫定合意」ではなく「最終合意」と看なしている可能性が高くこれは我が国として受入れ不可なる旨説明し、所謂「潜在的合意」に係る問題点が引き続き存在することをリマインドしておいた。なお英外務省バケナム軍備管理部長が小官に対し、欧州が百弾頭になった^{編者}アジアの数字は二百弾頭で良いかと打診感した点は（当方より百弾頭の方が良い旨指摘）、欧州ゼロに対する欧州の立場が変わり得ること示唆するものとして興味深かった。

三、今後の見通しと対応

(一) 米ソ関係の見通しが著しく不透明な状況下で軍備管理交渉の見通しも不透明なものにならざるを得ず、米ソ関係に進展があるとすれば明春であろうとのシュルツ長官の大臣に対する“個人的”見通しは軍備管理交渉にも当はまる。この点一月十五日から始まるN S T第七ラウンドに対する期待を表明する者は一人もいなかった。

(二) 米ソ軍備管理交渉に対するN A T Oの方針は、取敢えず戦略核の五年間五十パーセント削減とI N Fの暫定合意を追及すると言うものであるが、米欧間のギャップを埋め国内世論に対処していくとの観点から、英仏両国がとろうとしている方針は注目値すると考える。(イ) 英国は、戦略核の五十パーセント削減自体実現が極めて難しい目標であるとの前提に立って核論議が沈静化することを待ちつつ、米ソ交渉に動きがない間は、化学兵器、M B F R等を動かすことよってカバーしていくと共に、S D Iについては「研究」は可、しかしA B M条約の狭い解釈に従うべし、「研究」として何を行い得るかについては米ソで交渉すべし、との立場を採ろうとしている。(ロ) 仏は、レイキャヴィクでの米国の態度に危ぐの念を強めており、N A T Oの掲げて立つ諸原則について、例えば核抑止論

に始まり大西洋同盟の核に対する基本論にまで遡った上で一つ一つ改めて確認していく必要があるとの立場を鮮明にしつつある。

(三) S R I N F については、西独の強い主張により L R I N F 合意の際、その数を制限しその後削減することに合意することになったが、ソ連の S R I N F 分野における圧倒的優位を是正する手段、柔軟反応戦略が嫌う S R I N F ゼロ・オプションに対する歯止め、等の問題があることについては西独関係者もはっきり認識していた。中身は詰まっておらず今後の具体的交渉の進め方については結論は出ていない模様であった。同様に S R I N F についてもグローバルに処理するつもりの方ではあるがグローバルイズムを維持する理論構成については殆ど検討は加えられていなかった。

(四) 通常兵器軍縮についてはフォーラムの問題を含めて何も解決しておらず、世論対策の観点から N A T O において取敢えず東側と接触することのみ決めた由(仏は N A T O が N A T O として W P に接触すること自体に反対)。実際に始まれば解決すべき問題は質量ともに核兵器と比べものにならない著しく困難な交渉になることは確実という点で関係者の認識は一致していた。アジア・太平洋に対する影響の観点から言えば、N A T O として交渉対象を通常兵器のみとし核兵器を含めないこととしたこと(核兵器は米ソ間で交渉)、地域的通常兵器交渉についても当然の間進展する可能性がないことが判明したことにおいて、ソ連の“平和攻勢”に対処し易くなったという意味で、意義が大きいと言ふことができよう。

(別添)

一、N A T O 本部

- ・アルテンベルク軍事委員会議長(前西独統参議長、陸軍大将)
- ・ルン企画・政策課長(英)

二、英国

- ・パッケナム外務省軍備管理部長
- ・クウインラン労働省次官(元国防副次官)

三、西独

- ・フェルトマイヤー記者(フランクフルト・アルゲマイネ)
- ・ヴァイゼ国防省軍備管理・軍縮課長
- ・ホーフシュテッター外務省軍備管理・軍縮課長
- ・デアア外務省政務第一局戦略問題課長

四、仏

- ・ボニフェス軍事・戦略研究グループ所長(社会党系)
- ・コステ外務省分析予測部長
- ・ルルーシュ仏国際問題研究所次長
- ・ゲルイ外務省戦略軍縮部次長